

夕食宅配らっくる利用規程

(定義・役割)

- 第1条 本規程は、生活協同組合コープえひめ（以下、「生協」といいます）の夕食宅配らっくる事業の利用（代金等の支払を含む）に関する、生協と組合員との約束事を定めるものです。
- 2 夕食宅配らっくるとは、「月曜日から金曜日の週5日」（祝日は除く）を1週間の単位として、事前予約注文にて月曜日～金曜日の週5日間で商品をお届けするシステムです。
 - 3 夕食宅配らっくるでお届けする商品は、お弁当又はおかず、およびサイドメニューです。
 - 4 夕食宅配らっくるが展開する健康管理食は、「月曜日～金曜日の週5日間」を1週間の単位として、1日当たり、朝・昼・夕の中から固定された（1日2食以上の組み合わせで決められた）コースを事前予約注文にて、指定のお届け先に宅配便で前週土曜日にお届けするシステムです。

(利用条件)

- 第2条 本サービスの利用は、夕食宅配らっくる事業で提供する商品をご希望される方で申し込みをいただいた方ならどなたでも利用できます。生協未加入の方でも一定期間に限り、お試し利用が出来ます。
- 2 一定期間以後継続してご利用いただく場合、生協の組合員でない方は、生協への加入が必要です。
 - 3 商品のお届けは、生協の夕食宅配らっくる事業エリア内に限ります。但し、健康管理食のお届け先はその限りではありません。

(商品の注文)

- 第3条 お弁当またはおかず、および健康管理食は「月曜日～金曜日の週5日間」を1週間の単位として、事前にお届け場所を登録し、休止や変更のお申し出がない限り、登録内容で毎週継続してお届けします。
- 2 商品の注文・休止・変更の場合は、前週の水曜日の18:00までに、生協の指定する複数の方法（配送時・電話等）から組合員が選択した方法によって行うものとします。
 - 3 注文受付締切後のキャンセルは、原則としてお受けできません。

(利用制限)

- 第4条 注文した商品の数量・金額が、一般家庭での利用限度を超える注文であると生協が判断した場合は、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配送時の支払い要請、受注の解除などの対応を行う場合があります。
- 2 利用金額の限度は、共同購入利用制限に準じるものとします。

(夕食宅配らっくるのお届け)

- 第5条 お弁当またはおかずのお届けは月曜日から金曜日の5日間単位です。1日単位のお届けや中止はお受けできません。但し、以下の場合は除きます。
- 2 年末年始は、お休みの期間を設定させていただきます。
 - 3 サイドメニューは、お弁当またはおかずのお届けを前提にご注文いただけます。サイドメニューのみのご注文はお受けできません。

- 4 諸事情により、お届け当日のメニューは変更になる場合があります。
- 5 毎日18時までにお届けします。時間指定はお受けできません。
- 6 お留守の場合は、事前にご利用者様と置き場所を確認し、保冷箱（保冷剤入）に入れて、お届けします。留め置きした場合にも商品の所有権が移転するものとし、その後の事故について生協は責めを負わないものとします。

（健康管理食のお届け）

- 第6条 健康管理食のお届けは、月曜日から金曜日の5日間単位です。1日単位のお届けや中止はお受けできません。
- 2 宅配送で毎週土曜日に、5日分をまとめて組合員登録住所または指定の配達場所にお届けします。
 - 3 悪天候や道路事情により、宅急便のお届けが翌日以降になる場合があります。
 - 4 諸事情によりメニューが変更になる場合があります。
 - 5 商品等の引き渡しは各利用者が受領した時に完了し、所有権が移転するものとします。

（商品の取り残し）

- 第7条 前回お届けした商品が取り残されていた場合は、所有権を放棄したとみなし、回収させていただきますことがあります。
- 2 前回お届けした商品が取り残されていた時には、利用者の見守りの観点から下記の対応をさせて頂く場合があります。
 - ① 利用者本人への連絡
 - ② 緊急連絡先への連絡
 - ③ 緊急連絡先に連絡がつかない、又は緊急連絡先の登録がない場合は、自治体や地域包括支援センターに連絡させていただく場合があります。
- ※金曜日お届けの商品がそのままになっている場合は、翌月曜日の対応となります。

（連絡の法的意味）

- 第8条 第7条に規定する連絡とは、商品のお届けについて確認するためのものであり、生協は利用者または、緊急連絡先に対して、安否確認に関する法的義務又は責任を負うものではありません。

（商品のお届けができない場合）

- 第9条 災害、極度の悪天候、事故、感染症、システムトラブル、停電、製造者・生産者の事情による生産中止やその他の事由によって商品のお届けができない場合、生協は予め電話等によりお知らせするものとし、原則として代金等からの減額により代金の返金を行います。この場合の対応について、生協は原則として返金等の他に責任を負わないものとします。

（返品）

- 第10条 お届けした商品が不良の場合、生協は良品との交換または返金（請求訂正）をします。
- 2 良品の返品は受付できません。ただし、生協が緊急入院等、やむをえない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

（商品代金の請求とお支払）

- 第11条 商品代金の請求は、配達時にお届けする「週間個人別お届け表兼請求書」で行います。

- 2 商品代金は、原則銀行等の口座から引落としのみでお支払頂きます。前々月最終週から前月最終週を除く1ヶ月分を月次のご利用代金とし、12日に口座から引落します。(金融機関休業日の場合は翌営業日)なお、請求額の確定後に発生した請求額の修正は、翌月の請求時に清算します。
- 3 お試し期間のご利用商品代金のみ、お届け週初めの火曜日までに、1週間分を先払いで現金でお支払頂きます。
- 4 銀行等の口座から引落としにより代金をお支払いいただく場合、予定の日に引落しができなかったときは、以下の手順にて再引落としを行います。
 - ① 生協の定める銀行等をご利用の場合、所定の手数料を加算して月内27日に再振替させていただき、それでも支払期限までにお支払いいただけなかった時は、翌月の12日にさらに所定の手数料を加算し、2ヶ月分合わせて再引落としを行います。
 - ② 前号以外の銀行等をご利用の場合、翌月の12日に所定の手数料を加算し、2ヶ月分合わせて再引落としを行います。

(商品代金支払いへの対応)

第12条 前項第4項による再引落しができず、生協の指定する支払方法で支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は次の対応をさせていただきます。

- ① 商品の配送を中止します。
- ② 利用者は期限の利益を喪失したものととして、すべての代金等について直ちに支払いを請求します。
- ③ 以後の対応に関して生協が負担した費用については、実費相当を申し受けます。

(支払計画書および誓約書)

第13条 第11条4号の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下、「債務者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。

- 2 前項の請求があった場合、債務者は支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。
- 3 支払計画書および誓約書が提出されなかった場合、または支払期限までに支払いが行われなかった場合は、債権の回収委託等を行う場合があります。また、将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡等を行う場合があります。

(連帯保証人)

第14条 生協は、必要と認めた場合、債務者に対して、債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第15条 債務弁済の最終期限は、原則として第11条第2項に定める本来の支払予定日(法人利用者に対して、同条第2項に基づき生協と協議して定めた別の支払予定日があればその日、以下同じ)から3ヶ月以内とします。

- 2 債務の弁済に係る費用は債務者が負担するものとします。
- 3 生協は債務者に対して、第11条第4項および第12条③に定める費用のほか、第11条第4項に定める支払予定日の翌々月の1日を起算日として、年6%の割合により遅延損害金を請求します。

(合意管轄裁判所)

第16条 利用者と生協との間で裁判上争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所、または簡易裁判所を、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規程の変更)

第17条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、夕食宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本約款を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および、変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に、次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図ります。

- ① 利用者への配布
- ② 電子メール送信等の電磁的方法
- ③ WEBサイトへの掲示
- ④ 定款に定める広告の方法、その他生協が定める適切な方法

(改廃)

第18条 本規程の改廃は、常任理事会がおこないます。

(附則)

1 本規程は、2020年2月28日より施行します。